

CRIC 著作権ビジネス講座

プラットフォームをめぐるコンテンツビジネスの著作権問題を考える

⇨ SNS、動画配信サービスを中心に ⇨

今や配信ビジネス、SNS、eコマース、クラウドサービスなど様々なビジネスが百花繚乱の様相を呈していますが、いずれのビジネスにおいてもプラットフォームと著作権をめぐる課題は避けては通れないものになっています。本講座では、LINE、Twitter、Facebookなどのサービスが並列して発展を遂げているSNS、及び映画、テレビ番組、海外ドラマなどあらゆる動画が視聴可能になっている動画配信を取り上げ、プラットフォームをめぐるコンテンツビジネスの著作権問題を中心に解説していただきます。

7/4 (MON)		A コースは1日目のみを単独でも受講できます!	
12:30 受付開始			
A		B	
13:00 ▼ 14:10	「インターネットに関する著作権の基礎知識」① 松田 俊治 氏 長島・大野・常松法律事務所 弁護士	13:00 ▼ 14:50	「インターネットビジネスの著作権とルール」 池村 聡 氏 森・濱田松本法律事務所 弁護士
Break		Coffee Break	
14:20 ▼ 15:30	「インターネットに関する著作権の基礎知識」②	15:10 ▼ 17:00	「最近の著作権裁判例について」 廣瀬 孝 氏 東京地方裁判所 民事第40部 裁判官
Coffee Break			
15:50 ▼ 17:00	「インターネットに関する著作権の基礎知識」③		
7/5 (TUE)			
10:00 ▼ 11:10	「配信事業における権利処理の問題点とビジネスの展望」 船越 雅史 氏 Hulu フールー (HJ ホールディングス合同会社) 職務執行者社長		
Coffee Break			
11:30 ▼ 12:40	「インターネット・コミュニケーション・サービスと著作権実務」 永井 幸輔 氏 LINE 株式会社法務室/弁護士		
Lunch 昼食は、当方にて用意いたします			
13:40 ▼ 15:30	「プラットフォームをめぐる交渉・契約・著作権の諸課題」 福井 健策 氏 骨董通り法律事務所 弁護士・日本大学芸術学部客員教授		

A コースは、著作権制度について初めて学ぶ方、**B** コースは、日頃から著作権関連業務に携わっている方などを対象とし、両コースとも2日間の集中講座でその後の実務に役立てていただける内容です。

また、**A** コースは、1日目のみの受講が可能です。新人教育の場として、またすでに日々の業務で著作権に触れていらっしゃる方の知識の確認と復習の場として活用していただける内容です。

- 日時 **7月4日(月)~5日(火)**
- 会場 **学士会館**
東京都千代田区神田錦町 3-28
電話 03-3292-5936
- 定員 **180名** (定員になり次第締切)
- 参加費 (1名:消費税を含みます)

コース	A	B	A (1日のみ)
会員	34,000 円		20,000 円
一般	42,000 円		25,000 円

- 申込期限 **6月21日(火)**
- 会場アクセス



都営三田線/都営新宿線/東京メトロ半蔵門線「神保町」駅下車 A9 出口から徒歩 1 分
東京メトロ東西線「竹橋」駅下車 3a 出口から徒歩 5 分
JR 中央線/総武線「御茶ノ水」駅下車 御茶ノ水橋口から徒歩 15 分

インターネットに関する著作権の基礎知識



松田 俊治
MATSUDA SHUNJI

長島・大野・常松法律事務所
弁護士

インターネットの普及により、著作権法は、一般の人々との関わりが深い法律へ変容し、企業においても著作権の処理が日常的に問題となる。インターネット社会における実務に不可欠な著作権法の基礎的な知識の解説を行う。

《 《 《 講義内容(予定) 》 》 》

- 1 インターネット社会と著作権法
- 2 著作物とは
- 3 著作権者とは
- 4 著作権とは

- 5 権利制限とは
- 6 著作権の侵害
- 7 著作物の利用(ライセンス)

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 略 歴 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 1996: 東京大学法学部卒業
1998: 長島・大野法律事務所(現:長島・大野・常松法律事務所)入所
2002: ニューヨーク大学ロースクール(LL.M.)卒業
2002~2003: Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP (New York) 法律事務所勤務
2007~: 上智大学大学院法学研究科法曹養成専攻 非常勤講師

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 主な著書 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 「ライセンス契約法 取引実務と法的理論の橋渡し」(Business Law Journal /2015~)
「米国における出版物の利用に関する契約について」(『出版をめぐる法的課題その理論と実務』日本評論社/2015)
「いわゆる自炊代行事業と複製権侵害の成否」(著作権研究 41号/2015)
「エンタテインメント契約」(共著/ジュリスト/2013)

インターネットビジネスの著作権とルール



池村 聡
IKEMURA SATOSHI

森・濱田松本法律事務所
弁護士

インターネットビジネスに係る法律には様々なものがありますが、著作権法はそのうち最も重要な法律の一つであるといっても決して過言ではありません。ビジネスを展開するときに遭遇する課題を中心に、インターネットビジネスに係る著作権法上の様々なポイント、重要判例、近時の法改正を解説します。

《 《 《 講義内容(予定) 》 》 》

- 1 著作権法とインターネットビジネス—関連する課題を中心に—

- 2 インターネットビジネスに関連する重要判例
- 3 インターネットビジネスに関連する近時の法改正

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 略 歴 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 1999: 早稲田大学法学部卒業
2001: 弁護士登録(第二東京弁護士会)
2009: 文化庁長官官房著作権課著作権調査官(2012年6月まで)
現在 森・濱田松本法律事務所弁護士

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 主な著書 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 『著作権法コンメンタル(全3巻[第2版])』(共著/勁草書房/2015)
『出版をめぐる法的課題 その理論と実務』(共著/日本評論社/2015)
『コンテンツビジネスと著作権法の実務』(三協法規出版/2015)
「知財判例速報 規約の著作物性—東京地判平成26.7.30」(ジュリスト1476号/2015)
「<企業法務>著作権法改正の最新動向」(会計・監査ジャーナル/2014)
『インターネットビジネスの著作権とルール』(共著/CRIC/2014)

最近の著作権裁判例について



廣瀬 孝
HIROSE TAKASHI

東京地方裁判所
民事第40部 裁判官

コンテンツビジネスに関わる裁判例を中心に、最近の著作権裁判例を取り上げ、裁判所の判断のポイントを解説します。

● ● ● ● ● ● ● ● ● ● 略 歴 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

- 1999: 任官
1999~2015: 広島地裁、大阪家裁、大阪地裁、最高裁民事局、経済産業省通商政策局、仙台地裁、最高裁調査官
2015~: 東京地裁民事第40部(知的財産権部)(現)

参加申込書 (FAX用)

(03 - 5348 - 6200)

下記のとおり「著作権ビジネス講座」(東京)への参加を申し込みます。

※CRIC ホームページ(<http://www.cric.or.jp/seminar/form.html>)からもお申し込みいただけます。

● **申込者**

申込日：2016年 月 日

法人名または個人名			
部署名および担当者名			
住所	〒 -		
電話番号		FAX 番号	
e-mail			CRIC 会員 ・ 一般
参加人数	名		(弁理士の方のみ) 受講証明書発行を希望する ・ 希望しない
この講座を何でお知りになりましたか？	開催案内 DM・勤務先の勧め・CRIC ホームページ メルマガ・facebook・その他 ()		

● **参加者** (参加コースに○をしてください)

①	部 署 名	氏 名 (フ リ ガ ナ)	コースを選択してください		
			A	B	A (1日目のみ)
②			A	B	A (1日目のみ)
③			A	B	A (1日目のみ)
④			A	B	A (1日目のみ)

申込要領・ご注意等

満席が予想されますので、お早めにお申し込みください

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 参加申込書に必要事項をご記入の上、ファクシミリにてお申し込みください。 ○ お申込みは先着順とさせていただきます。 ○ 申込受付後、「受講票・受付票」と「請求書」を郵送いたします。 ○ 参加費は、請求書記載の銀行口座にお振込みください。(当日会場にて現金でのお支払いはできません。) ○ 払込金受領証をもって領収証にかえさせていただきます。 ○ 参加費お支払い後のキャンセル(払戻し)や他の講座への振替はできません。(代理出席は可能です。) | <ul style="list-style-type: none"> ○ お申込み後、7日間を過ぎても受講票等が届かない場合には、ご一報ください。 ○ 欠席された方には、当日の資料を後日お送りいたします。 |
|---|--|

当日は「受講票・受付票」を必ずご持参ください

* CRIC は、日本弁理士会の継続研修の外部団体として認定されています。この講座は、継続研修として認定申請中です。この研修を修了し所定の申請をする時、受講講座に応じた単位が認められる予定です。(2日目の1時限と2時限は、合わせて2単位となります。)

お問合せ先 公益社団法人著作権情報センター TEL 03-5348-6030 FAX 03-5348-6200

担当者 ◆受講票・参加費請求・入金：業務部 関根 ◆その他全般：業務部 香取

〒169-0074 東京都新宿区北新宿 2-21-1 新宿フロントタワー32F

*お知らせいただいた個人情報は本講座の運営、及び当センターが実施する事業(講座・セミナーの開催や書籍の発行を含む)などのご案内のために必要な範囲以外では利用いたしません。